

## 富岡町除染検証委員会（3回）議事要旨

日時：平成27年12月22日（火）10:00～12:00

場所：富岡町役場郡山事務所 第2会議室（別棟）

出席委員：河津委員長、石田副委員長、飯本委員、井上委員、藤田委員

配布資料：

議事次第

委員名簿

資料1 富岡町除染検証委員会(第2回)議事要旨【富岡町】

資料2 富岡町除染検証委員会 中間報告書(案)【富岡町】

資料3 検証委員会（第4回以降）の検討事項について【富岡町】

資料4 空間線量率の調査結果（中間報告）【富岡町】

資料5 富岡町除染検証委員会スケジュール【富岡町】

○宮本町長あいさつ

○河津委員長あいさつ

○議事：

1. 前回検討事項の確認(第2回議事要旨)について（資料1）

(ア)事務局から、資料1に基づき説明がなされた。

2. 中間報告書について（資料2）

(ア)事務局から、資料2に基づき説明がなされた。

① 事前に調整された内容であり、追加して盛り込みたい内容があれば、今後入れ込んでいくということで、本案を中間報告書として良いかとの委員長の問いかけに対して、委員から承諾の回答があった。

(イ) 一時、休議して委員長から町長へ中間報告書が提出された。

3. 検証委員会（第4回以降）の検討事項について（資料3）

(ア)事務局から、資料3に基づき説明がなされた。以下、議論された内容の概要。

① 中間報告書の5ページにも未除染箇所について記載があるが、町のどこにどの程度の線量が残っているのかという事実関係の把握が必要である。

⇒ 全体として除染は進んでいるが、植樹帯、路肩、側溝は進んでおらず、特に復興拠点については町として早く進めてほしい。次回の委員会には図示して提示する。

② 帰還困難区域全体や森林全体について除染を進めるということは難しいと思う。身近なところから重点的に進めていくことが重要だと思うので、その進め方で整理してほしい。

- ③ 中間報告にある内容についてもフォローして行ってほしい。
- ④ 提示された項目に加え、特に帰還困難区域の近傍の居住制限区域等で除染後の再汚染が無いのかということは気になると思う。代表的なポイントについて継続的に測定して行くことが重要であるので、項目として追加してほしい。
- ⑤ 環境省で実施するのか町で実施するのかという問題はあるが、再汚染の可能性のある箇所については経過を追っていくことが重要。
- ⇒ 居住制限区域と帰還困難区域との境界付近については、町として継続的に空間線量率の測定を行っていききたい。
- ⑥ それぞれの項目について、どのようなスケジュール感で進めていくのかということを示してほしい。
- ⇒ いずれも平成28年度の第1四半期くらいにはとりまとめたいたいと考えている。
- ⑦ 全ての項目を一気に進めるのは大変だと思うので、長期的に見ていくものなどタイミングも含めて検討してほしい。
- ⑧ 農地の除染とその効果、営農再開のためにどこまでやれば良いかといったことが触れられていないが、他の委員会で検討するのか。
- ⇒ 農地除染については、町内の全農地を一律な方法で除染するのではなく、状況に応じて剥ぎ取りを厚く行っていただいているため、議題にしていなかった。今後、必要に応じて農地除染についても議題にしていきたい。
- ⑨ 富岡町の除染では、基本的に農地は剥ぎ取りを行っているのか。
- ⇒ 基本的には剥ぎ取りで実施しているが、一部、低線量地区で剥ぎ取りを希望していない農地については剥ぎ取っていないところもある。
- ⇒(環境省) 基本的には剥ぎ取りで実施している。町北部の帰還困難区域に近いエリアについて、空間線量率が高く、5cmより深いところに放射性物質が入り込んでいるところについては詳細な調査を行い、削り厚をどうすれば5000ベクレルを下回るか確認して、高いところを残さないように剥ぎ取りをおこなっている。
- ⑩ 今回提示された新たな項目については、今後、進め方も含めて検討していく。
- ⑪ 環境省からそれぞれの事項について、現状の方針の説明があった
- (1) 現在の計画においては、帰還困難区域の除染については、今後の線量低減の見通しや帰還の意思などを踏まえて自治体と調整することとなっているが、現時点では、その具体的な議論に至っていない。(2) 昨日の本省の環境回復委員会でも森林をA、B、Cの3つに分けて考えており、Aの生活圏から20m、Bのシイタケのホダ場、キャンプ場等の人が立ち入るところまでは現時点でも除染対象。Cのエリアについては、崩れやすいところに木柵などを設置して流入を防止することを環境省で実施し、流出を防ぐために森林の荒廃を防止する事業を林野庁で進めていくこととなっている。(3) ため池については、震災で水が抜けていけば現況主義で考えると池ではないため除染を行う。環境省の除染の中では、定期的に水が枯れてしまい、周囲に宅地や公園等の生活圏の線量に影響があるため池を対象とする。農業用のため池については、除染ではなく営農再開に向けた事業として農林水産省の予算で町の事業として対応していくこととなる。なお、その作業に伴い生じた汚染された底泥は仮置場に置き、いずれ中間貯蔵施設へ搬入することを考

えている。(4)道路の件は町と相談したい。これらについての資料を次回までにまとめ、お示しできるようにしていきたい。

⇒ (1)町としては年間20mSvを下回っていること、もともと市街地であったことから除染を進めていきたいと考えている。(2)森林の除染については堆積物の除去が実施されているが、町内には平地の森林が多く存在しており、そのような場所においては堆積物の除去だけではなく表土も剥ぎ取ってほしい。また、シイタケのホダ場などについては、現在の対応では不十分と考えており、今後すりあわせていく必要がある。(3)対象の判断が曖昧である。農業者が、ため池の周辺で作業をする際に不安ということもある。

#### 4. 空間線量率の調査結果（中間報告）（資料4）

(ア)事務局から、資料4に基づき説明がなされた。以下、議論された内容の概要。

① ガンマ線可視化カメラの調査地点2点は誰がどのように決めているのか。

⇒ 1ヶ所は玄関の周辺、もう1ヶ所は雨どいを含む一帯などとし、調査員が現地で決定している。

② 例えば、玄関前の1ヶ所を撮影中に、メッシュ調査やその準備の中で空間線量率が高そうな箇所あたりをつけて、別に確実な測定をしておき、もう1ヶ所のガンマ線可視化カメラでは、そうではない、広く人の生活動線を見渡せる調査地点を選ぶとよいのではないか。

③ 手測りではメッシュ測定と局所的に高い部分の測定結果が得られる。ガンマ線可視化カメラの結果は、おもにメッシュ測定の間隔内に局所的に高くなる場所は存在しないことを示すために、連続的にみているという位置づけが上手に伝わるように測定、まとめをする必要がある。局所的に高い場所はガンマ線可視化カメラではなく、手測りでその範囲と線量レベルをおさえるべき。

④ 調査結果は正確に意味するところも伝えないと、かえって不安を招く可能性もあるため、関係者の意見も聞いて進めてほしい。

⇒ 結果については、ただ送付するのではなく、要望があったら見せて説明をすることで対応したいと考えている。また、結果については環境省に提供し、フォローアップ除染の参考としてもらう予定である。

⑤ 予定されている1,700件以外に残っている件数はどの程度か。

⇒ 全体では約5,000件あるが、そのうち表土を一律の厚さで剥ぎ取りした宅地について対象としている。平成27年の夏以降に除染された宅地については事前に空間線量率の高い箇所を確認して対応しているため、町独自の調査は考えていない。

⇒(環境省)当初は試験施工で決めた同じ除染方法で進めてきた。進めていく中で一様な汚染ではなく、雨どい下など空間線量率が高いところがあるということが分かってきた。従来は事後モニタリングを行った後にフォローアップ除染で対応していく予定であったが、現在は事前に把握した空間線量率が高いところについては先に除去する方法が変わってきている。除染開始前に地上1cmの高さで歩行モニタリングを行い、高い箇所を漏らさないように除染を進めている。

- ⑥ せっかくの調査結果なので、全体を町としてマップにしていき、その後の様々な検討のエビデンスにしてほしい。  
⇒ 町としてもマップを作成していきたいと考えており、その方法についてもご相談させていただきたい。
- ⑦ 帰町検討委員会では車による走行サーベイの結果が示されていたので、その結果ともあわせて整理してはどうか。  
⇒ 環境省でもマップを作成していただいているので、その結果もあわせて進めていきたい。
- ⑧ 調査結果の表について、まとめ方が分かりにくい。
- ⑨ 具体的な調査結果の例について、代表的なもので構わないので示してほしい。
- ⑩ 表中で黄色く着色された定点の平均値を2倍にとった根拠は何か。⇒ 今回は便宜上2倍としているが、とりまとめ方法についても相談させていただきたい。
- ⑪ 黄色く着色したところについて再除染をお願いしていくのか。  
⇒ お願いするのは個別に検討していく。着色についても1.5倍で着色するなど検討していきたい。
- ⑫ 生活するのは家の中なので、特に高いところについては室内での空間線量率を測定する必要は無いのか。他町村では独自に測定して追加の被ばくを計算しているところもある。  
⇒ 住宅の中については健康福祉課で測定しているので、その結果も活用していきたい。

## 5. 次回日程について（資料5）

（ア）事務局から、資料5に基づき説明がなされた。

## 6. その他

（ア）提出いただいた中間報告について、年内に環境大臣への町の要望書とあわせて提出することについて報告された。

以上